

平成27年5月15日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官
平成24年(行ウ)第86号 政務調査費返還請求住民訴訟事件
口頭弁論終結の日 平成27年2月17日

判 決

北九州市八幡西区

原 告

北九州市小倉北区

原 告

北九州市八幡西区

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士

横 光 幸 雄

同

我那覇 東 子

同

江 上 裕 之

同

小 川 威 亜

同

天 久 泰

北九州市小倉北区城内1番1号

被 告

北 九 州 市 長

北 橋 健 治

同訴訟代理人弁護士

阿 部 哲 茂

同指 定 代 理 人

田 辺 靖 彦

同

青 木 ま ゆ

主 文

- 1 被告は、北九州市議会の会派であるハートフル北九州に対し、2万2416円を支払うよう請求せよ。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを40分し、その1を被告の、その余を原告らの負担と

する。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、北九州市議会の会派である自由民主党に対し、10万2435円及びこれに対する平成25年2月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、北九州市議会の会派であるハートフル北九州に対し、51万1827円及びこれに対する平成25年2月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、北九州市議会の会派である公明党に対し、33万5915円及びこれに対する平成25年2月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、北九州市議会の会派である日本共産党に対し、380円及びこれに対する平成25年2月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、北九州市（以下「市」ということがある。）の住民である原告らが、いずれも北九州市議会（以下「市議会」ということがある。）の会派である自由民主党（以下「自民党」という。）、ハートフル北九州（以下「ハートフル」という。）、日本共産党（以下「共産党」という。）及び公明党（以下、これらの会派を併せて「本件各会派」といい、各会派について言及する場合には、市議会の会派である旨は省略し、その会派名のみを表記する。）が、平成23年度に交付を受けた政務調査費の一部を所定の使途基準に違反して支出したため、市は、本件各会派に対し使途基準に反した支出額相当額の不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、被告は、この請求権の行使を違法に怠って

いると主張して、地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの。以下「地自法」という。）242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件各会派に対して、上記不当利得返還請求権に基づく各不当利得の返還及びこれらに対する遅延損害金（起算日は、本件訴訟において本件各会派に対する訴訟告知がされた日の翌日である平成25年2月23日）の請求をすることを求める住民訴訟である。

2 関係法令等

(1) 地自法

地自法には、以下の定めがある。

100条14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(2) 北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）には、以下の定めがある。（甲1）

（趣旨）

1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、北九州市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するため必要な経費の一部として、北九州市議会（以下「議会」という。）における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

2条 政務調査費は、議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。)に対して交付する。

(交付額及び交付方法)

3条1項 政務調査費は、各月1日(以下「基準日」という。)における会派の所属議員数に38万円を乗じて得た額を毎月交付する。

(略)

(使途基準)

4条 会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

5条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

6条1項 政務調査費の交付を受けた会派は経理責任者に、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成させ、当該収支報告書に当該支出に係る領収書又は当該支出の事実を証する書類の写し(以下「領収書等の写し」という。)を添えて、議長及び市長に提出させなければならない。

2項 収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)は、前年度に交付を受けた政務調査費について、毎年4月20日までに提出しなければならない。

(略)

(返還)

7条1項 市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政

に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、期限を定めて、当該残余の額に相当する額の返還を会派に命ずることができる。

(略)

- (3) 北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「本件規則」という。）には、以下の定めがある（以下、本件規則5条の定める使途基準を「本件使途基準」という。）。

(趣旨)

1条 この規則は、北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例(平成13年北九州市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の使途基準)

5条 条例第4条に規定する使途基準は、別表の左欄に掲げる経費ごとにおおむね同表の右欄に掲げるとおりとする。

(別表) (第5条関係)

使途基準

研究研修費 市政の諸問題についての調査研究，調査委託，研究会又は研修会の開催及び他の団体の開催する研究会又は研修会への参加に要する経費

(調査委託費，会場費，講師謝金，出席者負担金・会費，交通費，旅費，宿泊費等)

調査旅費 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費

(交通費，旅費，宿泊費等)

資料作成費 調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

(印刷製本費，翻訳料，事務機器購入費，事務機器賃借料等)

- 資料購入費 調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
- 広報費 調査研究活動、議会活動並びに市の政策について住民に報告し、及び広報するために要する経費
(広報紙印刷費、報告書印刷費、送料、会場費等)
- 広聴費 住民からの政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費
(会場費、印刷費、茶菓子費等)
- 人件費 調査研究活動を補助する職員の雇用に要する経費
- 事務所費 調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
(事務所の賃借料、事務所の維持管理費、備品購入費、事務機器購入費、事務機器賃借料等)
- その他の経費 上記以外の経費で行う調査研究活動に要する経費
(収支報告書)

6条 条例第6条に規定する収支報告書は、政務調査費収支報告書(第4号様式)によるものとする。

(第4号様式 略)

- (4) 市議会の会派のうち5名以上の議員が所属する会派は、平成23年度の政務調査費の運用のためのマニュアルである「政務調査費使途基準の運用マニュアル」(以下「本件マニュアル」という。)を作成している。

その内容のうち、本件と関連するものを以下に示す。

本件マニュアルは、議員活動のうち、調査研究活動、政党活動、後援会活動、選挙活動等多くの活動が渾然一体となっている場合の政務調査費に要した経費の計算方法として、「(1) 活動全体にかかった総時間に対する調査研究活動に要した時間の割合で算出する方法」、「(2) 活動全体に使

用した総面積・総距離に対する調査研究活動に使用した面積・距離の割合で算出する方法」を例示し、また、これらの方法が困難な場合には、「(3) 全活動要素の数（調査研究活動、政党活動、後援会活動、選挙活動等）を分母 X（X は全活動要素の数）とし、調査研究活動を分子 1 とし、活動全体にかかった総額に乗じて算定して得られた額を上限として按分する方法」を例示している。（甲 1・1，2 頁）

ア 本件マニュアルは、政務調査費の支出が不適切な事例の一つとして、「政党本来の活動」、「選挙活動」、「後援会活動」を例示している。（甲 1・2 頁）

イ 本件マニュアルは、調査研究活動に公共交通機関等を利用する場合には、その運賃等の実費を支出することができるとしている。また、合理的な理由がある場合には、政務調査費でタクシー代を支出することも可能としている。

このほか、本件マニュアルは、車の燃料代についても、調査研究活動に要した燃料代の実費を支出することができるものとしている。ただし、調査研究活動に要した実費が確定できない場合には、自動車を調査研究活動とそれ以外の議員活動との兼用で使用する場合は、全体の 2 分の 1、自動車を私的使用、調査研究活動及びそれ以外の議員活動との兼用で使用する場合は、全体の 4 分の 1 を上限として燃料代を支出できるものとしている。

また、本件マニュアルは、有料道路代及び駐車料金等は、調査研究活動に必要な場合は支出できるものとしている。他方、本件マニュアルは、車に関わる経費として、車の購入経費（付属品を含む。）及び維持管理経費（車検代、保険料、修繕料、車庫代、自動車税等）については支出できないこととしている。（甲 1・4，5 頁）

ウ このほか、本件マニュアルは、「携帯電話使用料」について、その使用が調査研究活動のため必要なものであれば、「事務所費」として支出でき

るとしているが、携帯電話の購入費及び買換え費用の支出はできないこと
としている。(甲1・17頁)

3 前提事実(争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨等により容易に
認められる事実)

(1) 当事者等

ア 原告らは、市の住民であり、被告は、市の執行機関である市長である。

イ 本件各会派は、いずれも権利能力なき団体である。

(2) 政務調査費の総交付額及び支出額

ア 市は、平成23年度の政務調査費として、自民党に9576万円、ハートフルに7296万円、公明党に5016万円、共産党に4560万円をそれぞれ交付した。(甲68, 乙3, 弁論の全趣旨)

イ 自民党は、上記交付額の全額(9576万円)を支出した。なお、自民党は、同年度の政務調査費に関する収支状況について、政務調査費以外にも69万4370円の収入を計上しており、これと上記交付額と併せて、合計9645万4370円を、調査研究に資するため必要な経費として支出した旨報告した。

ハートフルは、上記交付額のうち、6130万円を支出し、その残額である1166万円を市に返還した。

公明党は、上記交付額のうち、1536万円を支出し、その残額である3480万円を市に返還した。

共産党は、上記交付額のうち、4361万円を支出し、その残額である199万円を市に返還した。(甲68, 乙3, 4, 弁論の全趣旨)

(3) 政務調査費の各支出の具体的内容

本件で問題となる本件各会派の政務調査費の支出(以下「本件各支出」という。)の内容は以下のとおりである。

ア 講座開催費について

ハートフルは、その所属議員である森本由美議員（以下「森本議員」という。）が平成23年12月6日に開催した「女性が元気になる講座『スマートフォン活用術』」（以下「スマートフォン講座」という。）、平成24年3月17日に開催した「女性が元気になる講座『フェイスブック活用術』」（以下「フェイスブック講座」といい、スマートフォン講座と併せて「本件各講座」という。）の講師料の合計2万円（各1万円）及びフェイスブック講座の会場の暖房代、お茶代の合計876円の全額（2万0876円）について、研究研修費の名目で、平成23年度の政務調査費を支出した。（甲5、6）

イ 自動車リース料について

(ア) 自民党は、その所属議員が平成23年度に使用した自動車のリース料合計4万7166円（内訳は以下のとおり。）について、研究研修費の名目で、平成23年度の政務調査費を支出した。

- a 佐藤茂議員（以下「佐藤議員」という。） 1万2416円
- b 上野照弘議員（以下「上野議員」という。） 3万4750円

(イ) ハートフルは、所属議員が平成23年度に使用した自動車のリース料合計48万8721円（内訳は以下のとおり。）について、研究研修費の名目で、平成23年度の政務調査費を支出した（以下、自民党が平成23年度に支出した自動車リース料と併せて、「本件自動車リース料」という。）。

- a 白石一裕議員（以下「白石議員」という。） 28万8540円
- b 長野敏彦議員（以下「長野議員」という。） 8万3940円
- c 大久保無我議員（以下「大久保議員」という。） 10万3956円
- d 奥永浩二議員（以下「奥永議員」という。） 1万2285円

ウ 都市高速道路利用料及び若戸大橋通行料（以下、併せて「都市高速代等」という。）について

(ア) 自民党は、所属議員である日野雄二議員（以下「日野議員」という。）が平成23年度に使用した都市高速代等2万1975円について、研究研修費の名目で、平成23年度の政務調査費を支出した。

(イ) 公明党は、所属議員が平成23年度に使用した都市高速代等合計33万5915円（内訳は以下のとおり。）について、調査旅費の名目で、平成23年度の政務調査費を支出した（以下、自民党が平成23年度に支出した都市高速代等と併せて、「本件都市高速代等」という。）。

- | | |
|-------------------------|----------|
| a 桂茂実議員（以下「桂議員」という。） | 10万1100円 |
| b 木下幸子議員（以下「木下議員」という。） | 4万5015円 |
| c 吉河節郎議員（以下「吉河議員」という。） | 6万6925円 |
| d 山本眞智子議員（以下「山本議員」という。） | 9万6775円 |
| e 本田忠弘議員（以下「本田議員」という。） | 2万6100円 |

エ 資料購入費について

(ア) ハートフルは、以下の所属議員が購入した書籍代合計2230円（内訳は以下のとおり。）について、資料購入費の名目で、平成23年度の政務調査費を支出した。

- a 「智恵子抄」 280円（甲23）

購入者は濱野信明議員（以下「濱野議員」という。）である。

- b 論語に関する書籍 1260円（甲25）

購入者は奥永議員である。

- c 「歴史は眠らない」 690円（甲24）

購入者は奥永議員である。

(イ) 自民党は、以下の所属議員が購入した書籍代合計2万4439円（内訳は以下のとおり。）について、資料購入費の名目で、平成23年度の政務調査費を支出した。

- a 「虚像」 3570円（甲26）

購入者は香月耕治議員（以下「香月議員」という。）である。

b 「日本遺産 神宿る巨樹」 3990円（甲27・1枚目）

購入者は香月議員である。

c 「地球のすばらしい樹木たち」 4200円（甲28・2枚目）

購入者は香月議員である。

d 「加山又造 美いのり」 3150円（甲28・3枚目）

購入者は香月議員である。

e 「20世紀 日本の美術③」 3360円（甲28・3枚目）

購入者は香月議員である。

f 「平 清盛 一」 1470円（甲30・2枚目）

購入者は加来茂幸議員（以下「加来議員」という。）である。

g 「面白いほどよくわかる平家物語」 1470円（甲30・2枚目）

購入者は加来議員である。

h 「体脂肪計タニタの社員食堂」 1200円（甲29）

購入者は加来議員である。

i 「タニタ式カラダのひみつ」 979円（甲31）

購入者は新上健一議員（以下「新上議員」という。）である（以下、上記hの書籍と併せて「タニタ食堂に関する書籍」ということがある。）。

j 「ララチッタアジア② 台北」 1050円（甲32）

購入者は奥村祥子議員（以下「奥村議員」という。）である。

(ウ) 共産党は、所属議員である大石正信議員（以下「大石議員」という。）の購入した月刊誌である「いつでも元気 8月号」の購入費用である380円について、資料購入費の名目で、平成23年度の政務調査費を支出した。（甲33）

オ 事務所費について

自民党は、所属議員である村上幸一議員（以下「村上議員」という。）

が使用したアイパッド（i P a d）の購入代金及び平成23年4月から平成24年2月までの11か月分の使用料金のうち、合計88,555円について、事務所費の名目で、平成23年度の政務調査費を支出した。（甲34の1ないし11，弁論の全趣旨）

(4) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告らは、平成24年9月12日、北九州市監査委員に対して、本件各会派の平成23年度の政務調査費の支出の一部（本件各支出を含む。）が目的外支出であると主張して、地自法242条1項に基づき住民監査請求を行った。

これに対し、北九州市監査委員は、同年11月8日、上記監査請求は理由がないとしてこれを棄却した。（甲2）

イ 原告らは、同年12月7日、本件訴えを提起した。（顕著な事実）

4 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件各支出につき、本件各会派の不当利得の有無及びその額（争点1）

（原告らの主張）

ア 本件各支出は、以下のイからカのとおり、いずれも本件用途基準や本件マニュアルに合致せず、不適法な支出である。

イ 講座開催費について

(ア) ハートフルは、森本議員の本件各講座の講師料等を本件用途基準の研究研修費として政務調査費から支出しているが、スマートフォンやフェイスブックは、そもそも一般的に個人の情報ツールとして利用されるものであって、特別に市政の諸問題についての調査研究に利用されるものではないので、本件各講座の講師料等の支出は、本件用途基準に反する違法なものである。

(イ) また、森本議員は、定期的に発行している市政広報紙（ゆみニュース）において、本件各講座を告知し、これを約1万戸に配布して市民の参加

を募っている。このような告知方法からすると、本件各講座に参加したのは、森本議員の支持者や関係者と考えられ、このような本件各講座の実態からすると、本件各講座の開催は、森本議員の支持者、関係者らに対する政治活動若しくは後援会活動の性格を有するものである。

そうすると、森本議員の本件各講座の講師料等は、議会活動から離れた活動に関する費用であって、これについてハートフルが政務調査費を支出したことは、本件用途基準に反する違法なものというべきである。

(ウ) よって、森本議員が所属するハートフルは、本件各講座の講師料等の合計2万0876円について、市に対して不当利得返還義務を負う。

ウ 本件自動車リース料について

(ア) そもそも自動車リース料は、本件用途基準に明記されていないから、本件自動車リース料の支出は、本件用途基準上の根拠なしに行われた違法なものである。

(イ) また、本件自動車リース料に係るリース契約については、契約終了期間満了時に「更新契約」、「再リース契約」、「契約終了」等を選択できる仕組みとなっており、選択如何によりリース期間満了後も継続してリース契約の対象車両を使用し続けることが可能である以上、割賦購入と変わらず、本件自動車リース料は、議員の私的財産の形成につながるものであり、これについて政務調査費を支出することは違法である。

(ウ) さらに、本件マニュアル上、「車の購入経費及び維持管理費」への政務調査費の支出は禁止されているところ、一般に、自動車リース料は、上記のとおり車の購入経費としての性質を有することに加えて、車の維持管理費も当然含まれているのであるから、自動車リース料への政務調査費の支出は、本件マニュアルで禁止されているということができ、本件自動車リース料について政務調査費を支出したことは、この点からも違法である。

(エ) 以上から、自民党は、違法に支出した自動車リース料合計4万7166円について、不当利得として返還すべき義務を負い、また、ハートフルは、同様に48万8721円について、不当利得として返還すべき義務を負う。

エ 本件都市高速代等について

(ア) 本件都市高速代等は、いずれも、どのような調査研究活動や研究会等の参加に要する経費なのかの合理的な説明がない上、同一区間を繰り返し利用するケースが散見されるから、自宅、会派事務所、個人事務所、議会棟の移動といった、日常的な交通について、政務調査費を支出している蓋然性が高い。

(イ) また、本件マニュアル上、先進地調査又は現地調査として支出が許されるのは、市政に関する特定の事項について、技術や仕組みが発達した場所ないし地域（先進地）又は問題の発生している場所や地域（現地）に限定されるべきである。

この点、本件都市高速代等についてみると、先進地又は現地に行くために上記支出をしなければならない必要性はなく、単に時間の節約という効果もたらされるにすぎないし、議員らは日常的に、頻回に都市高速道路ないし若戸大橋を利用しているところ、先進地ないし現地へ日常的に赴く必要性があるとは考え難い。

よって、本件都市高速代等について政務調査費を支出したことは違法である。

(ウ) また、公明党の議員らは、支持母体である創価学会の運営する建物で市民から相談を受けるためにも都市高速道路を利用しているが、そこに相談に来る者は、ほとんどが創価学会員であると考えられる。そうすると、その活動の実態は、これらの議員が所属する公明党の活動を援助、助長する活動であり、本件マニュアルが禁止する支出にほかならず、議

会活動と関連性が認められない行為である。したがって、いずれも違法な支出である。

(エ) さらに、自民党の日野議員は、公明党の議員らと異なり、利用実績に関するレポートを作成しておらず、同人の都市高速代等について政務調査費を支出したことの適法性を裏付ける具体的な資料がない。このことからすると、日野議員の都市高速代等のための支出は、政務調査費として違法な支出というべきである。

(オ) 以上から、自民党は、違法に支出した都市高速代等の合計2万1975円について、不当利得として市に返還すべき義務を負い、公明党も、同様に33万5915円について、不当利得として市に返還すべき義務を負う。

オ 資料購入費について

本件各支出のうち、資料購入費として購入された図書は、以下のとおり、いずれも市政の調査研究活動と関連性がなく、自民党、ハートフル及び共産党が、これらの図書の購入費用について政務調査費を支出したことは不適法である。

(ア) 「智恵子抄」について

濱野議員が購入した「智恵子抄」は、詩集であって、一般・教養図書に属するものであるから、市政と関連性がなく、この購入費用について政務調査費を支出したことは違法である。

この点、被告は、「智恵子抄」が福島原発事故を語る上で欠かせないものであり、政務調査費として支出したのは適法であると主張するが、なぜ、「智恵子抄」という詩集が、福島原発事故を語る上で欠かせないものであるのか説明はなく、同書籍の購入費は、政務調査費の支出として不適法である。また、「智恵子抄」は著作権の保護期間が満了しており、インターネットにより無料で閲覧することができる。

(イ) 論語に関する書籍について

奥永議員が購入した論語に関する書籍は、その代金などからすると、「小学生のための論語」であり、このような書籍は、人格形成の基盤を作り上げることには資するものといえるが、私的領域に関わるものであり、市政とは関連性がない。

この点、被告は、「小学生のための論語」について、その思想論を議会における議論にフィードバックするだけでなく、道德教育の在り方などを検討する上でも有益な資料であるなどと主張するが、歴史上の思想と、議員が取り組んでいる市政の問題との間に合理的関連性はないから、政務調査費として不適法である。

(ウ) 「歴史は眠らない」について

奥永議員が購入した「歴史は眠らない」は、NHKが「知楽遊学シリーズ」として毎週火曜日に放送している番組のテキストであり、このような娯楽のための書籍の購入費用について政務調査費を支出することは許されない。

この点、被告は、過去を知り、現在の政治にフィードバックさせるため、過去の歴史を学ぶことは当然あり得べきと主張するが、歴史上の特定の事柄や歴史的な思想と、議員が取り組んでいる市政上の問題との間に合理的関連性がない以上、この図書の購入費用について政務調査費を支出することは許されない。

(エ) 「虚像」について

香月議員が購入した「虚像」は、経済小説であって、市政の調査研究活動のために必要な書籍とはいえ、その購入代金について政務調査費を支出することは許されない。

被告は、香月議員は話題になっている小説等を読み、市の図書館等に置くことを考えて「虚像」を購入したと主張するが、図書館等に常設す

べき図書に関して、市議会や委員会で取組みが行われたとの主張も証拠もなく、政務調査費として不適法な支出というべきである。

- (オ) 「日本遺産 神宿る巨樹」, 「地球のすばらしい樹木たち」について
香月議員が購入した「日本遺産 神宿る巨樹」及び「地球のすばらしい樹木たち」は、巨木の写真集であって、市政との関連性はない。

この点、被告は、これらの書籍について、日本あるいは世界にどういった樹木があるかを知ることが、市政に関連すると主張するが、樹木がどのように市政に関連するのか、具体的な主張立証はなく、これらの書籍について政務調査費を支出したことは違法というべきである。

- (カ) 「加山又造 美 いのり」, 「20世紀 日本の美術③」について
香月議員が購入した「加山又造 美 いのり」, 「20世紀 日本の美術③」は、いずれも特定の画家の画集であって、市政との関連性はない。

この点、被告は、これらの図書について、美術館をもつ市の今後のコレクションについての知識を得るため必要な図書であると主張するが、これらの本は、いずれも北九州市立図書館に蔵書されており、この蔵書を利用すれば容易に上記目的は達成できるのであるから、政務調査費を支出して購入する必要はない。

- ハ(キ) タニタ食堂に関する書籍について

加来議員及び新上議員が購入した「タニタ式カラダのひみつ」と「体脂肪計タニタの社員食堂」は、その内容に照らして、市政と関連性がなく、これらの書籍の購入費用について政務調査費を支出したことは違法である。

この点、被告は、上記各書籍について、タニタ食堂を誘致するために必要なものであったと主張するが、これらの書籍の内容は、健康的なレシピを紹介するというものであって、タニタ食堂の誘致につながるもの

ではないし、そもそも、加来議員や新上議員が具体的な誘致活動を行っていたともいえない。

(ク) 「面白いほどよくわかる平家物語」, 「平 清盛 一」について

加来議員が購入した「面白いほどよくわかる平家物語」は、平家物語を現代語に訳したものにすぎず、同様に加来議員が購入した「平 清盛 一」も、NHK大河ドラマを小説化したものであって、いずれも、市政とは関連性がない。

被告は、これらの書籍が、観光行政を進めるため、関門海峡にまつわる歴史を学ぶ必要があるなどと主張するが、上記各書籍は、その内容からして、観光行政を進めるため必要なものとはいえない。

(ケ) 「ララチッタアジア② 台北」について

奥村議員が購入した「ララチッタアジア② 台北」は、旅行ガイドブックであって、その内容も、市政に関する調査研究に資する内容とはいえない。

この点、被告は、奥村議員は台北へ調査研究に赴くため購入したものであるなどと主張するが、そもそも同調査研究自体自費によるものであって、現地調査ではなく、単なる個人的な旅行にすぎない。

(コ) 「いつでも元気 8月号」について

大石議員が購入した「いつでも元気 8月号」は、「エコノミークラス症候群の予防」、「糖尿病の方の食事」など、特定の疾患と対処法を紹介するだけの記事が中心であるし、およそ北九州市政の課題とは無関係の内容である原発事故に関する健康調査や原子力発電所の必要性を論じた記事を多く含むものであるから、調査研究活動として必要な図書とはいえない。

(ク) 以上から、自民党は、違法に支出した資料購入費として、合計2万4439円について不当利得として返還すべき義務を負い、ハートフルも、

同様に合計 2230 円について不当利得として返還すべき義務を負い、共産党も、同様に 380 円について不当利得として返還すべき義務を負う。

カ 事務所費について

アイパッドは、携帯電話と同様、個人の専用品として属人的な使用を予定されているものであるし、電話番号を割り当てられ、通話も可能な機器であるから、携帯電話と同視されるべきであり、私的な財産形成につながるという理由から携帯電話の購入費用について政務調査費の支出を禁じた本件マニュアルの趣旨に照らして、アイパッドの使用料等について政務調査費を支出することは許されないものというべきである。

よって、自民党は、アイパッドの費用について違法に支出した 8855 円について、不当利得として返還すべき義務を負う。

キ 結論

以上のとおり、本件各支出は、いずれも本件用途基準に反するものであり、自民党は合計 10 万 2435 円、ハートフルは合計 51 万 1827 円、公明党は合計 33 万 5915 円、共産党は 380 円を、それぞれ不当利得として市に返還すべき義務を負う。

なお、被告は、自民党について、上記違法な支出分を控除しても、なお支出額が政務調査費として交付を受けた総額を上回るから、自民党には不当利得がないと主張する。しかし、自民党は、本来政務調査費による支払が許されない経費を政務調査費によって支払ったことにより、当該支払相当額の不当利得を得ており、この支払相当額を返還しない限り不当利得が解消されることはないのであるから、被告の主張は失当である。

また、被告の主張は、自民党が支出した調査研究費の総額から不適法な支出を控除した残額が全て適法な支出であることを前提としており、その適法性の主張立証責任は被告にある。

(被告の主張)

ア 講座開催費について

本件各講座は、コミュニケーションツールを活用した広報能力など、議員の政務調査能力向上に寄与する研修会である。

すなわち、平成23年当時、スマートフォンやフェイスブック等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用者が増加していたことから、市議会でも市政報告をSNSを使って行う議員が増えており、さらに、市民から市政に関する要望があった際に、その場で速やかな情報を得るためには、スマートフォンのような情報端末が欠かせないものとなっていた。

そこで、森本議員は、スマートフォンによる情報収集やSNSを使った双方向通信が議員にとって必須の能力だと感じたものの、スマートフォンには購入時に取扱説明書がついておらず、販売店で使用方法を教えてもらうのも困難であることから、自ら本件各講座を開催したものである。このように、本件各講座は、森本議員の職務のためのノウハウ取得を目的としたものであるから、本件各講座の講師代等は、市政に関連する支出といえる。

イ 本件自動車リース料について

(ア) 使途基準に合致すること

北九州市は、面積が広く、公共交通機関が網羅する範囲も限られているので、市議会の議員は、調査研究活動を行うための移動手段として自動車を利用する必要性が高い。そして、自動車リース契約を利用することは、議員がその任期の間、自動車を確保する手段として適しているから、本件自動車リース料は、「市政の諸問題についての調査研究に要する経費」、すなわち本件使途基準における「研究研修費」に該当する。

(イ) 私的な財産形成につながらないこと



原告らは、自動車リース契約について、割賦購入と変わらず、個人の資産形成につながると主張する。

しかし、割賦購入の場合は、割賦代金完済時に自動車の所有権が買主に移転するのに対し、自動車リース契約の場合には、リース期間が満了しても自動車の所有権は移転せず、自動車をリース会社に返却するか、リース会社と再リース契約を締結することになるのであって、資産形成には該当しない。

よって、維持管理経費等を含めた本件自動車リース料が私的な財産形成につながらないことは明らかである。

(ウ) 本件マニュアルに反しないこと

本件マニュアルには自動車リース料の記載がないが、それは、北九州市議会において自動車リース料の一部の支出を許容するか否かについて、各会派の意見がまとまらなかったことから記載されていないにすぎず、自動車リース料の支出を許容するかは、各会派の判断に委ねられているというべきである。

そうすると、本件マニュアルにおいて禁止されている維持管理経費等の支出は、自家用車を対象としたものであって、リース車を対象としたものではないことは明らかである。

ウ 本件都市高速代等について

(ア) 市議会議員は、膨大な数の市政要望等を1件でも多く解決する必要があるため、そのためには、限られた時間の中で、より多くの場所により早く出向く必要がある。特に、北九州市は面積が非常に広く、一般道では朝や夕方の時間帯は渋滞に巻き込まれるため、移動には都市高速道路及び若戸大橋の利用が必要不可欠である。したがって、本件都市高速代等は、調査研究のための研究研修費といえる。

なお、公明党は、都市高速等を調査旅費として支出するが、本来研究

研修費として支出することができるから、仮に調査旅費に当たらないとしても、政務調査費を支出することに何ら問題はない。

(イ) この点、原告らは、本件都市高速代等について、同一区間を繰り返し利用しているから、通勤のための支出であると主張するが、そもそも市議会議員が調査研究等のために同一区間を繰り返し利用することは何ら不自然なものでもないし、議員は、公務（定例会等への出席）以外で議会棟に登庁することは義務付けられておらず、指定の場所に定時に出勤するというルールもないから、本件都市高速代等が通勤のための支出でないことは明白である。議員が公務以外の目的で議会棟へ行くのは調査研究活動のためにほかならない。

(ウ) さらに、原告らは、公明党の所属議員は、創価学会が運営する建物で相談活動を行っていることを理由として、これに係る政務調査費の支出は違法であるなどと主張するが、議員が市政要望などを受けるため、陳情者の自宅のほか、政党の応接室等で面会することもあるし、公明党の所属議員が上記建物で受けていた相談内容も、政党活動と何ら関係のないものであることからすると、単に面会場所が創価学会の運営する建物であるというだけで、その活動が政党活動であるとか、後援会活動であるということはできず、原告らの主張は失当である。

(エ) また、原告らは、資料や補足説明がない限り、政務調査費の支出は許されないとも主張するが、支出の違法性の主張立証責任は原告らが負っているのであるから、同主張は失当である。

エ 資料購入費について

(7) 市議会議員の活動内容が広範に及ぶことや、議員の資質向上は全人格的活動を行う議員にとって望ましいことからすると、題名等から明らかに市政の調査研究活動に要しないといえない限り、資料購入費が政務調査費の支出として違法となることはないというべきであり、仮に、直接

的には市政と関連しないものがあったとしても、議員の資質向上に資する書籍の費用については、政務調査費からの支出が認められるべきである。

(イ) 「智恵子抄」について

濱野議員が購入した「智恵子抄」は、福島原発事故を語る際にしばしば取り上げられる題材である。とりわけ、東日本大震災で発生したがれきの受入れを検討していた北九州市においては、福島原発事故への関心が極めて高く、濱野議員は、その福島原発事故の問題を考えるための資料の一つとして、上記書籍を購入したものであって、上記書籍は、議員としての調査研究活動に資するものである。

(ウ) 「歴史は眠らない」について

「歴史は眠らない」は、NHK出版の歴史書であるところ、議員である以上、日本の過去を知り、それを現在の政治にフィードバックさせることは当然あり得ることである。特に、奥永議員が購入した号は、平安京から現代までの代表的な公共事業の変遷を通じて、公共事業自体が果たすべき意味を探る内容となっており、議員としての調査研究活動に資するものといえる。

(エ) 論語に関する書籍について

奥永議員が購入した論語に関する書籍については、中国の漢時代の政治的支柱となった思想であって、教育的価値の高い書籍として様々な場所で活用されているものであり、奥永議員の北九州市議会における議論にその思想論がフィードバックされることはもちろん、学校における道徳教育の在り方など、道徳問題や教育問題等を検討する上でも有益な資料であるから、議員としての調査研究活動に資するものといえる。

(オ) 「虚像」について

「虚像」は、経済と政治のつながりを書いた経済小説であり、香月議

員は、上記書籍を市内の図書館に常設すべきと考えていたというのであり、このような話題になっている小説を読み、市の図書館に備え置くことを集客の目玉にしようとすることは十分考えられるから、上記書籍は、議員としての調査研究活動に資するものといえる。

- (カ) 「日本遺産 神宿る巨樹」, 「地球のすばらしい樹木たち」について
北九州市市民憲章には、「緑を豊かに清潔で美しいまちにします」と定められているところ、この内容を実践するためには、多種多様な樹木を植える必要があり、現在植えられている樹木を守る必要もある。日本あるいは世界にどういった樹木があるかを知ることは、市として今後どのような樹木を植えていくか、現在植えられている樹木をどう育てていくかなどを検討する上で大いに有益であり、香月議員は、それらの知識を得るために樹木関係の2冊の書籍を購入したのであるから、上記書籍は、議員としての調査研究活動に資するものといえる。

- (キ) 「加山又造 美 いのり」, 「20世紀 日本の美術③」について
香月議員は、市立美術館の今後のコレクションについての知識を得るために、これらの書籍を購入したものであり、議員としての調査研究活動に資するものといえる。

原告らは、これらの書籍は、北九州市立図書館の蔵書を利用すれば足りると主張するが、蔵書がない場合に限り資料を購入することができるなどという限定はないし、図書館から借りた書籍は1～2週間で返却せざるを得ず、永続的に手元に置いておくことはできないのであるから、上記書籍が図書館に蔵書されていたとしても、政務調査費からの支出は適法である。

- (ク) タニタ食堂に関する書籍について

タニタ食堂は、近年、ヘルシーな食材を提供することで人気を集めているレストランであるところ、加来議員と新上議員は、タニタ食堂又は

これに類するものを北九州市に誘致したいと考えていた。

このような誘致活動を進めるに当たっては、タニタ食堂がどのようなレストランで、どのような食材を提供して人気となっているか等を知ることが前提となり、加来議員と新上議員は、そのために上記書籍を購入したものであるから、上記書籍は、議員らの調査研究活動に資するものといえる。

(ケ) 平家物語に関する書籍について

平家物語は、平氏の隆盛から滅亡まで語られた古典文学であるところ、源氏と平氏との間の壇ノ浦の戦いの舞台であり、平氏滅亡の場所とも伝えられている関門海峡周辺地区は、北九州市が特に力を入れている観光地の一つである。

そして、観光行政を進める上では、関門海峡にまつわる歴史や物語を学ぶことも欠かせないものであるところ、加来議員はそれらの知識を得るために上記書籍を購入したのであるから、上記書籍は議員の調査研究活動に資するものといえる。

(コ) 「ララチッタアジア② 台北」について

奥村議員は、台北に現地調査に行くに当たり、効率の良い視察を行うための参考資料として、台北のガイドブックを購入したのであるから、上記書籍は、議員の調査研究活動に資するものといえる。

海外の都市を訪問、調査するには、現地の地図や交通網、公共施設等が詳細に掲載されたガイドブックが当然に必要であり、当該ガイドブックにレストラン等の紹介が掲載されていたとしても、それだけを理由として、ガイドブック代金を政務調査費から支出してはいけないとはいえない。

なお、原告らは、奥村議員が台北までの交通費等を政務調査費から支出していないから個人的な旅行であるなどと主張するが、交通費等に政

務調査費を支出していないのは、単に限りのある政務調査費を当該項目の支出に充当せず他の項目の支出に充当しただけである。

(サ) 「いつでも元気 8月号」について

上記書籍は、医療や健康の知識をわかりやすく解説している月刊誌であり、福島原発事故に関連する記事も掲載されているから、議員の調査研究活動に資するものといえる。

原告らは、上記書籍の内容が市政と関係がないと主張するが、地方議会の議員は広範にわたる問題への対応が要求される場所、上記書籍に掲載されているエコノミークラス症候群や糖尿病は、広く市民全体の医療や健康に関係のある問題であり、東日本大震災で発生したがれきの受入れを検討していた北九州市において、原発事故に関する問題も重要な検討課題であったから、上記書籍の内容が市政と無関係とはいえない。

オ 事務所費について

アイパッドは、インターネットに接続でき、パソコンと同様の情報処理機能を有するいわゆるタブレット型の端末機であるところ、このような情報端末は、調査研究活動を行う上で有用なツールであるから、備品として、政務調査費で購入できるというべきである。

この点、原告らは、アイパッドの購入経費の支出は、携帯電話の購入費の支出を禁じた本件マニュアルに反すると主張するが、上記のとおりアイパッドはパソコンと同視できるものであるから、備品として取り扱うのが相当であるし、仮に携帯電話と同視できるとしても、本件マニュアルはあくまで北九州市議会内での自主的な規制にすぎず、何ら法規範性を有しないので、直ちに上記支出が違法となるものではない。

カ 結論

以上のとおり、本件各支出は本件用途基準に適合しており、適法である。

なお、自民党に対する平成23年度の政務調査費の交付額の総額は95

76万円であるところ、自民党が調査研究に資するため必要な経費として適法に支出した総額は9645万4370円である。そして、仮に本件で問題となる自民党の支出がいずれも違法であったとしても、自民党が調査研究に資するため必要な経費として適法に支出した総額は、なお9635万1935円(9645万4370円-10万2435円)であって、政務調査費として交付を受けた総額を上回っているから、自民党に不当利得があるとはいえない(本件条例7条参照)。

(2) 遅延損害金の発生の有無及びその起算日(争点2)

(原告らの主張)

市の本件各会派に対する不当利得返還債務は、いわゆる期限の定めのない債務であるところ、本件においては、訴訟告知の日の翌日である平成25年2月23日から遅延損害金が発生すると解すべきである。

(被告の主張)

訴訟告知は、単に第三者に対して訴訟係属の事実を通知する行為にすぎず、催告には当たらない。この他に被告が本件各会派に対して具体的な請求をした事実はないから、原告らの遅延損害金の請求は失当である。

第3 当裁判所の判断

1 争点1(本件各支出につき、本件各会派の不当利得の有無及びその額)について

(1) 地自法100条14項、15項の規定による政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、議会の担う役割がますます重要なものとなってきたことに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものであり(最高裁平成17年11月10日第一小法廷決定・民集59巻9号2503頁(以下「平成17年判決」という。))、

また、地自法100条14項は、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めることとしているが、これは、各地方自治体の実情に応じた運用を図るべく、条例等にその具体化を委ねるものとしたものと解される。

そして、本件条例5条に基づき、本件規則が定めた本件使途基準の内容（前記第2の2(3)）は、地自法100条14項にいう「議員の調査研究に資するため必要な経費」を具体化したものといえるから、本件各支出の適否の判断は、本件各支出が本件使途基準に合致するか否かを基準として判断するのが相当である。

また、本件マニュアルは、法規範性を有するものではないが、市議会の会派のうち5名以上の議員が属する会派（本件各会派は全て含まれる。）で構成する議会改革協議会において、本件使途基準の解釈等についてとりまとめられたものであるから（乙2）、具体的な支出が本件使途基準に該当するか否かの判断に当たって参考にされるべきものであると解される。なお、政務調査費の前記の制度趣旨に照らすと、本件使途基準や本件マニュアルに合致するか否かの判断に当たっては、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに合致しないものとすべきである（最高裁平成25年1月25日第二小法廷判決・集民243号11頁（以下「平成25年判決」という。）参照）。

(2) 本件各支出について

ア 本件各講座の講師料等について

(ア) 証拠（甲35の1ないし4、証人森本議員）及び弁論の全趣旨によれば、ハートフルがその費用を政務調査費（研究研修費）として支出した本件各講座の内容は、講師を招き、スマートフォンの一般的な使い方や、フェイスブックの一般的な使い方について、初心者向けの講習を行うと

いう内容であり、いずれの講座についても、市民が参加可能（定員20名）とされており、森本議員の作成している「ゆみニュース」という名の情報発信用の携帯電話向けホームページにおいて、市民向けに講座の開催が告知されていたことが認められる。

(イ) 上記のとおり、本件各講座は、スマートフォンという通信機器や、ソーシャルネットワーキングシステム（SNS）の一種であるフェイスブックの利用方法を学ぶことを主たる目的としたものであり、その内容は、市政の諸問題についての研究会又は研修会（本件使用基準）に該当するとはいい難いものであるから、ハートフルが、本件各講座の講師代等2万0876円について政務調査費を支出したことは、本件使用基準に反する違法なものであったというべきである。

(ウ) これに対し、被告は、本件各講座は、議員の政務調査能力向上に寄与する研修会であるなどと主張して、その講師代等が市政に関連する支出といえると主張する。

しかし、本件使用基準上、研究研修費は、市政の諸問題についての研究会又は研修会に関する経費に限定されており、ここで想定される研究会又は研修会とは、その内容自体が市政と直接関連していることが求められるというべきであるところ、本件各講座の内容が市政と直接関連しているといえないことは上記(イ)のとおりである。さらに、上記(ア)のとおり、本件各講座は、広く市民が参加可能なものとされており、森本議員のホームページを通してその開催が告知されていたことからすると、そもそも、本件各講座開催の主たる目的が森本議員個人の政務調査能力向上にあったとはにわかに認め難いといわざるを得ず、これらの点からすれば、被告の上記主張は採用できない。

イ 本件自動車リース料について

(ア) 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 本件マニュアルの作成経緯について

市議会の議会改革協議会（5名以上の議員が属する会派により構成された協議会・乙2）は、本件マニュアルの作成に先立ち、平成21年7月頃から、政務調査費の支出が許される範囲について協議を行ったところ、自動車リース料に関して、支出を許すべきとする会派と、許すべきではないとする会派との間で最終的に意見が一致せず、全会一致に至らなかったことから、本件マニュアルには、自動車リース料について記載がされず、市議会の各会派の判断に委ねるものとされた。

（乙2，7，証人井上議員）

b 佐藤議員について

自民党は、佐藤議員の平成23年11月分の自動車リース料である4万9665円につき、自動車が私的使用、調査研究活動及びそれ以外の議員活動との兼用であることから、同リース料の4分の1である1万2416円について政務調査費（研究研修費）を支出した。（甲1，7，弁論の全趣旨）

c 上野議員について

自民党は、上野議員の平成24年3月分の自動車リース料である6万9500円につき、自動車が調査研究活動とそれ以外の議員活動との兼用であり、私的活動は別の自動車を使用しているとして、同リース料の2分の1である3万4750円について政務調査費（研究研修費）を支出した。（甲1，8，弁論の全趣旨）

d 白石議員について

ハートフルは、白石議員の平成23年4月から平成24年3月までの自動車リース料につき、合計28万8540円（毎月のリース料は4万8090円であったところ、私的活動の分は別に所有する自動車を使用していることから、同リース料の2分の1である月額2万40

45円に12か月を乗じた額)について政務調査費(研究研修費)を支出した。

上記自動車リース料には、登録費用、重量税、自動車税、自賠責保険料の各種費用や、定期点検、法定点検、車検整備、オイル交換、タイヤ交換の各種メンテナンス料が含まれていた。

なお、上記自動車リース料に係る自動車リース契約においては、契約期間満了の際、借主側が新規の車両の契約締結、再リース契約の締結、契約終了のいずれかを選択できるものとされており、白石議員は、契約期間満了時に、契約終了を選択した。(甲9、乙5の2)

e 長野議員について

ハートフルは、長野議員の平成23年8月から同年11月まで及び平成24年1月分までのリース料として合計8万3940円(毎月のリース料は3万3576円であったところ、私的活動の分は別に所有する自動車を使用していることから、同リース料の2分の1である月額1万6788円に5か月分を乗じた額)について政務調査費(研究研修費)を支出した。

上記自動車リース料には、自動車税、自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険料、登録費用の各種費用が含まれていた。なお、上記自動車リース料に係る自動車リース契約においては、契約期間満了時に、自動車を返却するか、再リースするかを借主側が選択できるものとされていた。(甲10、乙5の4)

f 大久保議員について

ハートフルは、大久保議員の平成23年4月から平成24年3月までのリース料のうち10万3956円(毎月のリース料は3万4650円であったところ、当該自動車を私的利用及び調査研究活動以外の活動の双方に用いていたことから、同リース料の4分の1である月額

8663円に12か月を乗じた額)について政務調査費(研究研修費)を支出した。

なお、上記自動車リース料には、自動車取得税、自動車税、自動車重量税、自賠責保険料、登録費用の各種費用のほか、スケジュール点検、法定点検整備、継続車検整備、一般整備・故障修理、油脂類交換補充、バッテリー交換、パンク修理、タイヤ交換、エアコン修理及び代車の各種メンテナンスサービス代も含まれていた。また、上記自動車リース料に係る自動車リース契約においては、リース契約の期間満了の際、借主は、契約を終了して車両を返還するか、再リース契約を締結することを選択できるものとされていた。(甲11, 乙5の3)

g 奥永議員について

ハートフルは、奥永議員の平成23年4月分のリース料4万9140円につき、同自動車私的利用及び調査研究活動以外の活動への利用もされているとして、同リース料の4分の1である1万2285円について政務調査費(研究研修費)を支出した。

なお、上記自動車リース料には、自動車取得税、自動車税、自動車重量税、自賠責保険料、登録諸費用が含まれていた。(甲12, 乙5の1)

(イ) 検討

北九州市内においては、電車やバス等の公共交通機関がくまなく十分に発達しているとはいえないこと(弁論の全趣旨)に鑑みれば、議員が、市民から陳情を受け、あるいは勉強会等に出席するために各地に赴く際に、自動車を利用する必要性があることは容易に想定できるものであり(現に、本件マニュアルにおいても、合理的理由がある場合にはタクシー代の支出も許容されている。)、また、市政の調査研究活動のため各地に赴く回数が多くなればなるほど、自動車リース契約を活用して自

自動車を使用することは、タクシーを用いる場合よりも廉価となる場合が多いと考えられ、市政の調査研究活動のための交通手段の確保の方法として合理的なものといえることができる。したがって、市政の調査研究活動のため用いる自動車のリース契約に基づくリース料は、本件用途基準の研究研修費のうち、例示されている交通費に該当するものといえることができる。

また、上記(ア)bないしgのとおり、政務調査費が支出された自動車リース料は、いずれも、本件マニュアルにおける自動車の燃料の支出に準じて、その利用実態に則して、リース料の4分の1又は2分の1の支出に止まっており、その按分割合の算出に当たって前提となった自動車の使用状況について、虚偽の申告がされていることを窺わせる事情はないことに照らせば、現在の証拠上、政務調査費が支出されたリース料の中に、市政の調査研究活動と無関係のものが含まれていたとは認められない。

そうすると、本件自動車リース料に政務調査費を支出したことが、本件用途基準に反したものであったとは認められない。

(ウ) 原告らの主張について

a これに対し、原告らは、本件マニュアルにおいて車の購入経費や維持管理経費には支出できないとされていることから、そのような費用を含む自動車リース料に政務調査費を支出することは本件マニュアルに反すると主張する。

しかし、上記(ア)aで認定した本件マニュアルの作成経緯のとおり、本件マニュアル上、自動車リース料への支出は禁止されておらず、市議会の各会派の判断に委ねるものとされていたところ、自動車リース料はこれらの経費をも踏まえて決められるのが一般的であるから、本件マニュアルが禁止する車の購入経費や維持管理経費は、いわゆる自

家用車に関するものというべきであり、本件自動車リース料にこれらに関する経費が含まれていたとしても、本件マニュアルに直ちに反するものとはいえない。

b また、原告らは、自動車リース料は、その実質はいわゆる割賦販売契約にすぎず、自動車リース料に政務調査費を支出することは、私的財産を形成することにつながることも主張する。

しかし、上記(ア)bないしgのとおりの認定事実を照らして、本件自動車リース料に係る自動車リース契約の中に、割賦販売形式のリース契約が存在したとは認められない。

ウ 本件都市高速代等について

(ア) 証拠(甲15)及び弁論の全趣旨によれば、自民党の所属議員である日野議員は、平成23年8月16日から同年9月15日までの間に複数回にわたり都市高速を利用しており、自民党は、その期間の利用料のうち、2万1975円について、研究研修費の名目で政務調査費を支出したものと認められる。

また、証拠(甲16の1ないし22, 乙6の1ないし5)及び弁論の全趣旨によれば、公明党の所属議員である桂議員が、平成23年度について、複数回都市高速道路及び若戸大橋を利用し、公明党がその利用料合計10万1100円について調査旅費として政務調査費を支出したこと、同じく木下議員が、平成23年度について、複数回都市高速道路及び若戸大橋を利用し、公明党がその利用料合計4万5015円について調査旅費として政務調査費を支出したこと、同じく吉河議員が、平成23年度について、複数回都市高速道路及び若戸大橋を利用し、公明党がその利用料合計6万6925円について調査旅費として政務調査費を支出したこと、同じく山本議員が、平成23年度について、複数回都市高速道路を利用し、公明党がその利用料合計9万6775円について調査

旅費として政務調査費を支出したこと、同じく本田議員が、平成23年度について、複数回若戸大橋を利用し、公明党が、その利用料合計2万6100円について調査旅費として政務調査費を支出したことがそれぞれ認められる。

- (イ) 上記イ(イ)のとおり、北九州市議会の議員は、市政についての調査研究を行うに際し、自動車を利用する必要性があるといえるところ、現に、本件マニュアルにおいても、有料道路代について調査研究活動に必要な場合は支出することができる旨の記載があるように、より効率のよい経路として有料道路である都市高速道路や若戸大橋を通行する必要性がある場合があることは容易に想定することができる。そうすると、本件使途基準における交通費等には、調査研究活動のための移動に際して、より効率の良い経路として有料道路を選択した場合のその有料道路代も含まれるものと解することができるが、本件都市高速代等が、本件使途基準に反するものと直ちにいうことはできない。

そして、証拠（甲15、16の1ないし22、乙6の1ないし5）に照らして、本件都市高速代等の中に、その利用区間に照らして、直ちに市政との関連性が疑われるような内容の利用が含まれているとはいえないし、同利用に際し、より効率のよい経路として有料道路を通行する必要性の存在に特段の疑義を生じさせるような事情も窺われない。そうすると、本件都市高速代等について政務調査費を支出したことが、本件使途基準に反したものであったとは認められない。

- (ウ) 原告らの主張について

- a これに対し、原告らは、公明党の議員は、支持母体である創価学会の運営する建物で市民から相談を受けるためにも都市高速代を利用しているが、同建物に相談に来る者は、ほとんどが創価学会員であると考えられ、その活動の実態は、これらの議員が所属する公明党の活動

を援助、助長する活動であって、これについて政務調査費を支出することは違法であると主張する。

この点、証拠（乙6の1ないし5、証人吉河議員）によれば、公明党の議員らは、公明党の支持母体である創価学会が運営する建物を目的地とする場合にも都市高速代等を利用し、これについて公明党は政務調査費を支出したものと認められる。しかし、他方で、公明党の吉河議員は、議員らが創価学会の建物に赴いたのは、創価学会員からの相談に限らず、広く市民からの相談や、市政に関する勉強会のためであったと証言する（証人吉河議員・10, 11, 14, 15頁）ところ、議員が市民から陳情を受ける場所や市政の勉強会を行う場所としては、政党の支持母体である団体が運営する建物を含めて様々な場所を想定できるし、結果的には上記建物において相談を受ける者の中に創価学会員が多く含まれていたとしても、同相談自体が市民からの陳情を受けるという市政の調査研究活動であることに変わりはなく、上記のとおり対象者が創価学会員に限られるといった事情も認められないことからすれば、そのことから直ちに政党活動等のための支出として違法なものとなるとはいえない。

よって、原告らの上記主張は採用できない。

b また、上記(ア)のとおり、公明党は都市高速代等について調査旅費として政務調査費を支出しているところ、原告らは、調査旅費として都市高速代等について政務調査費の支出が許されるのは、技術や仕組みが発達した場所ないし地域（先進地）又は問題の発生している場所や地域（現地）に赴く場合に限られると主張する。

しかし、確かに証拠（乙6の1ないし5）上窺える公明党の議員の都市高速道路や若戸大橋の利用目的は、陳情や勉強会などであって、これらが必ずしも調査旅費に該当するものとはいえないものの、それ

らの内容は、少なくとも研究研修費としての交通費に該当するものであって、単に支出に際し、支出項目を誤ったにすぎないものといえるから、公明党の都市高速代等の支出が本件用途基準に違反し、違法となるとはいえない。

- c さらに、原告らは、自民党について、公明党の場合と異なり、具体的な調査報告書を作成していないことをもって、本件都市高速代等のうち自民党の議員に係る部分は違法であることが推定されるなどと主張する。

しかし、公明党が作成した都市高速代等の利用状況に関する書面（乙6の1ないし5）は、法的に作成が義務付けられているものではなく、具体的な報告書を作成し政務調査費の用途の透明性を確保することは望ましいとはいっても、自民党の議員がこれを作成していないからといって、直ちに政務調査費の支出の違法性が推定されるとはいえない。

- d 以上のとおり、原告らの上記各主張によっても、本件都市高速代等について、いずれも本件用途基準に反するものであったとは認められないとする上記判断は左右されない。

エ 資料購入費について

(ア) 「智恵子抄」について

- a 証拠（甲84）及び弁論の全趣旨によれば、濱野議員が購入した「智恵子抄」（高村光太郎著）は、著者が、生前の妻の様子等について、詩や短歌及び短文で表現したものをまとめた作品であると認められる。
- b 上記のとおり、「智恵子抄」は、その内容に照らして、市政との関連性は窺えない。

この点、被告は、東日本大震災で発生したがれきの受入れを検討していた北九州市においては、同震災の際に福島で発生した原発事故への関心が極めて高く、濱野議員は、福島原発事故の問題を考えるため

の資料の一つとして、同事故により非難を余儀なくされた福島県の地域を取り上げている「智恵子抄」を購入したものであって、上記書籍は、濱野議員の調査研究活動に資すると主張する。

確かに、証拠（甲23）上、濱野議員が「智恵子抄」と共に、原子力発電所に関する書籍などを購入していることからして主観的には被告の主張するとおりの意図で「智恵子抄」を購入したものと推認されなくもないものの、「智恵子抄」において、福島原発事故に関連する地域が取り上げられていたとしても、同書籍の上記内容からすると、同書籍が、福島原発事故や、北九州市におけるがれきの受入れの問題とどのように関連するのかは明らかではなく、客観的に見て、「智恵子抄」は、市政との関連性がないものといわざるを得ない。

また、原告らも主張するように、「智恵子抄」は、著作権の保護期間が満了しており、インターネットにより閲覧することができるから、少なくとも、書籍を購入してみなければ市政との関連性の有無を判断できないというものでもない。

したがって、ハートフルがその購入費用280円について政務調査費として支出したことは、本件用途基準に反する違法なものであったと認められ、これに反する被告の主張は採用できない。

(イ) 「歴史は眠らない」について

a 証拠（甲85、乙19）及び弁論の全趣旨によれば、奥永議員が購入した「歴史は眠らない」は、NHK出版が発行しているいわゆるテレビテキストであり、奥永議員が購入した平成22年4月・5月号は、「ニッポン公共事業物語」と題して、堺屋太一が公共事業の歴史を振り返り、公共事業の再生など現代の社会問題につながる内容を説明する番組のテキストを掲載しているものと認められる。

b 上記の「歴史は眠らない」の記事の内容に照らすと、奥永議員が購

入した号には、公共事業という市政と関連性のある内容が記載されていたものであるから、書籍の内容に照らして、市政との関連性がないとはいえず、ハートフルが同書籍について政務調査費を支出したことは、本件用途基準に反しているものとは認められない。

(ウ) 論語に関する書籍について

a 証拠（甲 37, 77）及び弁論の全趣旨によれば、奥永議員が購入した論語に関する書籍は「小学生のための論語」（齋藤孝著）であり、その内容は、専ら小学生向けに論語に登場する言葉を紹介するというものであると認められる。

b 上記のとおり、奥永議員が購入した「小学生のための論語」は、小学生のための啓蒙的な内容のものであり、市政についての調査研究との関連性は窺えない。

この点、被告は、上記書籍は、中国の漢時代の政治的支柱となった思想であり、教育的価値の高い書籍として様々な場所で活用されているものであって、これを読むことによって、奥永議員の市議会における議論にその思想論を活用することができるし、同書は、学校における道德教育の在り方など、道德問題や教育問題等を検討する上でも有益な資料であるから、議員としての調査研究活動に資するものといえると主張する。

しかし、「小学生のための論語」は、小学生が関心を抱きそうな事項を中心に、論語の一部を小学生にも分かるように平易な表現で紹介したものであって、この購入費用が市政の調査研究活動に資するため必要な経費であるとはいえない。

また、道德教育の在り方等という点についても、被告は、当初、そのような主張はしておらず、原告らから、奥永議員が購入した書籍が「小学生のための論語」であると主張されるに至って初めて、道德教

育に関する主張をしたものであることに加えて、奥永議員が道德教育の在り方を検討するために上記書籍を購入したことを裏付ける証拠もないことに鑑みれば、奥永議員が、道德教育の在り方等を検討するために上記書籍を購入したものとは認められない。

さらに、上記書籍は、「小学生のための」というタイトル自体から、市政との関連性の薄さが窺われるだけでなく、書店で一部を閲読するなり、インターネットによって目次や内容の概略を調べることにより、購入してみなくとも、調査研究活動に資する必要なものといえないことは判断できたはずである。

したがって、ハートフルが「小学生のための論語」の購入費用1260円について政務調査費を支出したことは、本件用途基準に反した違法なものであったと認められる。

(エ) 「虚像」について

a 証拠（甲78の1, 2）及び弁論の全趣旨によれば香月議員の購入した「虚像」（高杉良著）は、実在する企業・人物をモデルとして、実際に発生した経済的事件を題材としたいわゆる経済小説であると認められる。

b しかしながら、「虚像」は、上記のような性格は有するものの、いわゆる一般的な娯楽小説としての性格が濃厚なものであり、市政との関連性があるとは直ちには認め難い内容のものである。

この点、被告は、香月議員は、「虚像」を市内の図書館に常設すべきと考えており、このような話題になっている小説を図書館に備え置き、集客の目玉にすることは十分に考えられるのであるから、「虚像」は、香月議員の調査研究活動に資するなど主張する。

しかし、上記主張は、「虚像」を購入する目的を述べるのか、読後感を述べるのかも判然としないし、図書館に備え置くためにいかなる

行動をしようとしたのかも明らかではなく、政務調査費として正当な支出といい得る程度の具体的な市政との関連性は認められない。

よって、自民党が「虚像」の購入費用3570円について政務調査費を支出したことは、本件用途基準に反する違法なものであったと認められる。

(オ) 「日本遺産 神宿る巨樹」, 「地球のすばらしい樹木たち」について
a 証拠(甲39, 40, 86)及び弁論の全趣旨によれば、香月議員が購入した「日本遺産 神宿る巨樹」(写真・吉田繁, 文・蟹江節子), 「地球のすばらしい樹木たち」(トマス=パケナム著)は、いずれも巨大な樹木を写した写真集であると認められる。

b 被告は、香月議員は、市として今後どのような樹木を植えていくか、現在植えられている樹木をどう育てていくかなどを検討するための知識を得るため、上記各書籍を購入したものであると主張するところ、植林は、市の土木行政と一定の関連性があるものであるし、いかなる樹木を植えるかについて検討する材料として上記各資料を購入することは直ちに不合理なものであるとはいえない。

そうすると、自民党が、「日本遺産 神宿る巨樹」, 「地球のすばらしい樹木たち」の購入費用について政務調査費を支出したことは、本件用途基準に反するものとは直ちには認め難い。

(カ) 「加山又造 美 いのり」, 「20世紀 日本の美術③」について
a 証拠(甲41, 42)及び弁論の全趣旨によれば、香月が購入した「加山又造 美 いのり」(有限会社加山編)及び「20世紀 日本の美術③(杉山寧/松岡映丘)」(責任編集・小山正隆, 永井信一)は、いずれも日本の画家の作品集であると認められる。

b 被告は、香月議員が上記各書籍を購入した目的は、市立美術館の今後のコレクションについて知識を得るためであると主張する。

この点、証拠（甲 28）によれば、香月議員は上記各書籍と併せて、北九州市立美術館において他の美術館の所蔵品の展覧会の図録も購入しており、上記各書籍の購入目的は、被告の主張するとおり、市立美術館に展示する作品集についての知識を得るためのものであったことが窺えなくもない。そして、市が運営する美術館にいかなる作品を展示するかについては、市政と関連性がないとはいい難い（高額な美術品の購入は市議会において議案として提案される（証人井上議員・118頁）。）ことからすると、自民党が、「加山又造 美 いのり」及び「20世紀 日本の美術③」の購入費用について政務調査費を支出したことが本件用途基準に反するものとは直ちに認め難い。

原告らは、上記書籍が市立図書館に存在することから、購入する必要性はないと主張し、確かに、上記各書籍は、その価格や、古書として売却されるときに予想される引取価格からして、資産形成につながるおそれもあり、当不当の問題は大いにあり得るにせよ、書籍の購入には、常にその書籍を手元に置き、必要が生じたその都度即時に書籍の内容を調査できるという利点があることからすると、市立図書館に蔵書されていることは、上記書籍の購入費用を政務調査費として支出することが違法なものとして許されない理由になるとまでは直ちにはいい難い。

(キ) タニタ食堂に関する書籍について

a 書籍の題名及び内容について

証拠（甲 79）及び弁論の全趣旨によれば、加来議員が購入した「体脂肪計タニタの社員食堂」（株式会社タニタ著）は、株式会社タニタの本社にあるいわゆるタニタ食堂の人気メニュー等の特色が記載された書籍であると認められる。

また、証拠（甲 80）及び弁論の全趣旨によれば、新上議員が購入

した「タニタ式カラダのひみつ」は、5つの章に分かれており、第1章は、「『タニタ食堂』のひみつ教えます!」と題して、タニタ食堂のメニューが健康に良い理由等が記載され、第2章から第4章は、それぞれ「『太りにくいカラダのひみつ』って何ですか?」、「すべての病は『体脂肪貯金』から始まる!」、 「実践! 太らない生き方」と題して、いずれも一般的な健康に関する知識を中心として記載され、第5章は、「満腹で『太りにくいカラダ』になるレシピ」と題して、タニタ食堂のレシピが紹介されている書籍と認められる。

b 被告は、上記各書籍につき、加来議員と新上議員は、北九州市にタニタ食堂又はこれに類する店を誘致をしたいと考えていたため購入したものであると主張する。

そこで検討するに、証拠（証人井上議員・32頁）及び弁論の全趣旨によれば、自民党の井上議員は、平成26年頃、株式会社タニタの本社にある食堂である「タニタ食堂」を北九州市に誘致するため、同食堂の運営母体に電話をするなどの活動を行っていること及びこれに先立ち、加来議員や新上議員が上記誘致について井上議員に助言をしたことが認められる。

ところで、企業誘致は、工場や大規模小売店等の誘致については、雇用の創出や市民の利便性の向上などをもたらす、また、誘致のために都市計画等を見直す必要が生じる場合もあるなど、市政に密接に関連する事柄であるといえることができる。

しかし、タニタ食堂を誘致することが市政とどのように関連するのかが明らかでなく、タニタ食堂の誘致活動には議会が関わるというより井上議員個人が議員として関わっている旨の同議員の証言(34頁)によれば、その誘致活動は一政治家としての活動であって、市議会議員としての活動ではないと認められる。

そうすると、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基礎の充実を図るという前述した政務調査費の趣旨に沿った支出ではなく、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費であると認められるから、本件用途基準に反するといわざるを得ない（平成17年判決、平成25年判決参照）。

また、情報化社会の今日、タニタ食堂について被告の主張する程度の情報を得ることはインターネットを利用することによっても可能であるから、上記各書籍の購入費に政務調査費を支出する必要性も認め難い。

c 以上から、自民党が、タニタ食堂に関する書籍の購入費用2179円について政務調査費を支出したことは、本件用途基準に反する違法なものであったというべきである。

(ク) 「平 清盛 一」、 「面白いほどよくわかる平家物語」について

a 証拠（甲45）及び弁論の全趣旨によれば、「平 清盛 一」（藤本有紀・作、青木邦子・ノベライズ）は、日本放送協会（NHK）が放送した大河ドラマである「平清盛」の放送台本を元に作成した小説であると認められる。

また、証拠（甲81）及び弁論の全趣旨によれば、「面白いほどよくわかる平家物語」（金谷俊一郎著）は、平家物語を現代語に訳し、一部解説等を付した書籍であると認められる。

b この点、被告は、関門海峡周辺地区は、源氏と平氏との間の壇ノ浦の戦いの舞台であって、平氏滅亡の場所とも伝えられており、北九州市が特に力を入れている観光地の一つであるところ、加来議員はその地域の歴史についての知識を得るため、上記書籍を購入したのでであると主張し、実際、壇ノ浦（下関）と北九州市は地理的に近接しており、観光行政のため、壇ノ浦の歴史を学ぶことは、市政との関連性がない

とまではいえないのであるから、被告の同主張を直ちに排斥することは困難である。

そうすると、自民党が、上記各書籍の購入費用について政務調査費から支出したことは、本件用途基準に反するものであったとは認められない。

(ケ) 「ララチッタアジア② 台北」について

a 証拠（甲47, 83）及び弁論の全趣旨によれば、奥村議員が購入した「ララチッタアジア② 台北」は、台湾の台北に関する観光客向けのガイドブックであり、観るべき建物や、食事やショッピングをする場所等が中心に紹介されているものと認められる。

b 上記書籍の題名及び内容に照らすと、上記書籍は海外の一地域についての観光ガイドブックであって、市政との関連性は窺えない。

この点、被告は、奥村議員が現地調査として台北に赴くに当たり、効率の良い視察を行うための参考資料として台北のガイドブックを購入したと主張するが、井上議員によれば、その調査の目的は、台湾において健康体操を学ぶというものであったというのであり（証人・井上議員）、市政との関連性があるとは直ちにいい難い内容である上、そもそも、上記現地調査は私費で行われたものであり（乙7, 証人井上議員, 弁論の全趣旨）、自民党が政務調査費以外の収入を財源として支出した調査研究に資するための必要な経費にも計上されていない（乙3, 4）のであるから、市政と関連性のある調査であったのかは極めて疑わしいといわざるを得ない。そうすると、自民党が「ララチッタアジア② 台北」の購入費1050円について政務調査費を支出したことは、本件用途基準に反する違法なものであったというべきである。

(コ) 大石議員が購入した「いつでも元気 8月号」について

- a 証拠（甲48）及び弁論の全趣旨によれば、大石議員が購入した「いつでも元気 8月号」（全日本民主医療機関連合会編集）の内容としては、「日本に原発はいらない 脱原発・電力確保は両立する」、「被災地に心を寄せて」、「原発事故被災地に医療支援」など、福島原発事故に関する記事が中心的に記載されているものと認められる。
- b 奥村議員が購入した上記書籍の内容は、原子力発電の是非等に関するものであり、必ずしも市政と関連性のないものとはいえず、その他の証拠によっても、同書籍が市政と関係のない目的で購入されたものとも認められないのであるから、共産党が、同書籍の購入費用について政務調査費から支出したことが本件使用基準に反するものであったとは認められない。

オ 事務所費について

(ア) 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- a 自民党が政務調査費として支出した村上議員の平成23年4月から平成24年2月までのアイパッド使用料には、月々の通信料のほかに、アイパッドの割賦販売代金も含まれていた。

自民党は、村上議員がアイパッドについて私的利用及び後援会のための利用をも兼ねているとして、毎月の使用料の4分の1を政務調査費として支出した。（甲34の1ないし11，弁論の全趣旨）

- b アイパッドは、携帯電話機と比べて、音声通話機能を有する機器としてよりも、ノートパソコン等と同様の情報端末機器としての側面が強く、一般的なノートパソコンよりは小さいものの、携帯電話機よりは相当大きいものである。（乙7，弁論の全趣旨）

(イ) 近時、市政が扱う問題は相当広範なものとなっているところ、上記(ア) bのとおりアイパッドの機能に鑑みれば、政務調査のため不要なものとはいえず、本件使用基準の事務機器購入費に含まれるものといえる。

また、上記 a のとおり、村上議員は、アイパッドの利用は私的利用及び後援会のための利用をも兼ねていることから、自民党はアイパッドの毎月の使用料の 4 分の 1 のみを政務調査費として支出しており、市政と関係のない使用について政務調査費が支出されているということもできない。

そうすると、自民党が村上議員のアイパッドの使用料に対して政務調査費を支出したことが本件使途基準に反するものとは認められない。

(ウ) これに対し、原告らは、本件マニュアルにおいて携帯電話機に対する支出が禁じられており、アイパッドも携帯電話機に類するものであるから、本件マニュアルにおいてその支出が禁止されていると主張する。

しかし、本件マニュアルにおいて支出が禁止されているものは携帯電話機と特定されているところ、上記 b のとおり、アイパッドは携帯電話機とは相当異なる性質を有するものであって、必ずしも本件マニュアルにいう携帯電話機に該当するものとはいえず、本件マニュアルを作成する過程において、アイパッドをも含む意味で携帯電話機の購入費用を禁止したと認めるに足りる証拠もない。

そうすると、本件マニュアル上、アイパッドについて政務調査費を支出することが禁止されているとまでは認められず、原告らの主張は採用できない。

(3) 本件各会派の不当利得の額について

ア ハートフルについて

ハートフルは、本件各講座の講師料等 2 万 0 8 7 6 円、「智恵子抄」の購入費用 2 8 0 円、「小学生のための論語」の購入費用 1 2 6 0 円の合計 2 万 2 4 1 6 円の限度で不当利得返還義務を負うものと認められ、また、証拠上も、被告がその請求権の行使をしないことについて合理的理由は認められないから、被告は、同請求権の行使を違法に怠っているものと認め

られる。

イ 公明党について

公明党には、不当利得があるとは認められない。

ウ 共産党について

共産党には、不当利得があるとは認められない。

エ 自民党について

(ア) 上記(2)で検討したとおり、自民党が政務調査費として支出したもののうち、「虚像」（購入費用3570円）、「体脂肪計タニタの社員食堂」（購入費用1200円）、「タニタ式カラダのひみつ」（購入費用979円）、「ララチッタアジア② 台北」（購入費用1050円）の各購入費用の合計6799円については、本件用途基準に適合しない違法なものであったと認められる。

(イ) これに対し、被告は、自民党が調査研究に資するため必要な経費として適法に支出した総額が政務調査費として交付を受けた総額を上回っているから、自民党に不当利得があるとはいえないと主張する。

なお、被告は、本件条例7条を根拠にその主張をするが、地自法242条の2第1項4号に基づく原告らの請求は、本件条例7条に基づく返還命令を求めるものではなく、実体法上発生している不当利得返還請求権の行使を求めるものと解され、被告の上記主張は、収支報告書に政務調査費を支出した旨記載していない支出が存在するから不当利得が成立しない旨の主張であると解することができる。

そこで検討するに、そもそも政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであるから（地自法100条14項、本件条例1条）、地自法及び本件条例は、政務調査費の交付を受けた会派がその交付を上回る金額の上記経費を支出することを当然に予定しているものと解される。したがって、会派が用途基準に従って

適正に支出した上記経費が交付を受けた政務調査費の額を上回っていれば、不当利得は成立しないことになる。そして、収支報告書及び政務調査費の返還の制度を定めた地自法100条15項、本件条例6条及び7条並びに本件規則条6条及び第4号様式の規定は、本件のように、政務調査費の使途が不適切であるとして不当利得返還請求権が生じていると主張される住民訴訟において、被告が収支報告書において政務調査費を支出した旨記載されていない支出の存在を主張することを許さないという趣旨を含むものとは解されない。

そして、自民党が調査研究に資するため必要な経費として支出した額（9645万4370円・前提事実(2)イ）から、本件使途基準に反する支出額6799円（上記ア）を控除した後の額は、9644万7571円であり、自民党が市から平成23年度の政務調査費として交付を受けた額である9576万円（前提事実(2)ア）をなお上回っているから、結果的に、市に不当利得返還請求権は生じていないものといわざるを得ない。

なお、原告らは、上記のような解釈は、自民党が支出した総額から不適法な額を支出した残額が全て適法な支出であることを前提としており、その適法性の主張立証責任は被告にあると主張する。

しかしながら、仮にそうであるとしても、証拠（乙3、4）によれば、自民党は、その支出に係る総額9645万4370円のうち、9576万円については交付を受けた政務調査費を支出し、その余の69万4370円についてはその余の収入から支出したものであること、その余の収入から支出した上記69万4370円は、調査研究活動を補助する職員の雇用に関する経費としての人件費5302万9607円の一部であり、残余の人件費5233万5237円については交付を受けた政務調査費を支出していることがそれぞれ認められるところ、原告らは、自民

党の政務調査費の支出の適法性について詳細に検討しながら、上記残余の人件費については何ら違法性を主張していないことからすれば、その余の収入から支出した人件費のうち、少なくとも本件使途基準に反する額に相当する6799円については、本件使途基準に反する事実はないものと推認されるというべきである。

2 争点2（遅延損害金の発生の有無及びその起算日）について

不当利得返還債務は、いわゆる期限の定めのない債務であると解され、その遅延損害金の起算日は、履行の請求があった日の翌日というべきであるところ、訴訟告知はいわゆる請求行為ではなく、第三者に対して訴訟係属の事実を告知するものにすぎないのであるから、ハートフルの不当利得返還債務は未だ遅滞に陥っておらず、遅延損害金は発生しないと解される。

3 結語

よって、原告らの請求は、主文記載の限度で理由があり、その余の請求は理由がなくこれを棄却すべきであるから、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 青 木 亮

裁判官 船 所 寛 生

裁判官 大 野 崇

これは正本である。

平成27年5月15日

福岡地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 西田香保

